

義務教育課だより 7月号

県内の小中学校において、一斉の臨時休業措置が解除され、分散登校が始まったのが5月上旬のこと。そこから約2か月の間、だんだんと暑さが増す中、感染症拡大防止に細心の注意を払いながらの教育活動は、大変な苦勞の連続ではないかと思われれます。そのような中、市町によって一学期の終わりや、二学期の始まりが揃わなくなった今年度は、子供たちが通知表を手取る日についてもまちまちになります。ある地域からは、この土日は、例年よりも少し遅れて、「一学期の成績業務」が佳境を迎えるとの声も聞かれます。

県教育委員会では、昨年度末、各学校に「学習評価及び指導要録の改善等に関する指導資料」を配付し、新しい学習指導要領における評価について示しました。今回は、その内容について少し踏み込んだ説明を加えたいと思います。特に今年度から新しい評価が始まる小学校においては、参考になる情報ではないかと思えます。

観点別学習状況の評価 ～子供の頑張りを次につなぐ～

そもそも通知表とは、児童生徒の学習状況等を学校が保護者に伝えるものであり、これまで、文科省等の公的機関が様式を示したことはありません。学校においては、指導要録との関連も視野に入れ、その後の生活や学習に役立てることができるように、児童生徒の学習活動の過程や成果、一人一人の可能性などについて工夫して記載しています。

学習面については、ほぼ全ての小学校の通知表に、「各教科の学習の記録」として「観点別学習状況」の欄が設定されています。その名称は、「学習のようす」や「各教科の学習の記録」などとして、年間を通して同じ観点・内容で示している場合と学期ごとに変えている場合があります。

ここで押さえておきたいのは、「主体的に学習に取り組む態度」の捉え方です。前述の指導資料に示したとおり、本観点の評価に当たっては、「知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら学ぼうとしているかどうか」という意思的な側面を評価することが重要」となります。また、「各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲を持って学習に取り組む態度を評価」するものです。

以上の考え方は、これまでの「関心・意欲・態度」と変わるものではありません。特に、「自らの学習を調整しながら」という点について、高度な操作のように捉えられがちですが、この点については適否を問うものではありません。ですから、「たとえ適切な調整がまだ行われていない状況であったとしても、そうしようとする態度を評価したので構わない」ということになります。

よって、「知識・技能」「思考・判断・表現」が共にCである場合であっても、「主体的に学習に取り組む態度」はBが付くということは十分にあり得ます。ただし、「知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするため」の試行錯誤等であることから、「主体的に学習に取り組む態度」だけがAということにはなりません。

整理すると、

【観点】	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
知識・技能	C	C	B	A
思考・判断・表現	C	C	B	A
主体的に学習に取り組む態度	B	A	A	C
本課の考え方 	○	×	○	×

となります。

今後の参考にしてください。